1 和光市公民館運営審議会の法的根拠と役割 社会教育法からの抜粋

第五章 公民館

(公民館運営審議会)

- 第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。
- 第30条 市町村に設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村 の教育委員会が委嘱する。
- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び人気その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。



2 和光市公民館設置及び管理条例

(公民館運営審議会)

- 第15条 法第29条の規定に基き、公民館に和光市公民館運営審議会(以下「審議会」) を置く。。
- **2** 審議会の<u>委員は、20人以内とし、その任期は、2年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 和光市公民館設置及び管理条例施行規則

(公民館運営審議会)

- 第10条 条例第15条に規定する公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に議長及 び副議長を置き、委員の互選により定める。
- 2 議長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。 (審議会の会議)
- 第11条 審議会の会議は、議長が招集する。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 審議会に会議の運営上必要があるときは、専門部会を置くことができる。 (公民館協力委員)
- 第12条 公民館に、公民館の事業の推進と運営の円滑化を図るため、公民館協力委員を 若干置くことができる。

4 和光市公民館運営審議会の役割

公民館運営審議会は、公民館運営に関し委員各位が関わる諸団体等を代表して、公民館が果たすべき役割等について審議を行い、よりよい公民館運営に寄与されることが求められている。審議内容としては、次のようなことが挙げられる。

- ① 公民館の運営・方針に関すること
- ② 公民館の年間事業計画に関すること
- ③ 公民館事業の企画実施に関すること
- ④ 公民館施設・設備等の利用に関すること
- ⑤ その他、館長が必要と認めること

5 社会教育法における公民館の位置づけ

戦後、国民が恒久の平和を愛し、民主主義による新たな国づくり、地域づくりを進めるために、国の方針によっで社会教育施設である「公民館構想」が推進され、全国の市町村に公民館が設置された。その中で1949年(昭和24)に、社会教育を推進するための国や地方公共団体の任務を定めた社会教育法が制定された。この社会教育法の約4割は公民館に関する条文が占めている。第20条には、公民館の目的を「市町村その他の一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与すること」と規定し、公民館の地域配置(本市の場合、南、中央、坂下の3館)の原則を謳っている。

6 公民館が果たす役割

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点のみならず、地域住民の交流の場として重要な役割を担っている。公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われており、今後においても、社会の要請に的確に対応した取組みや、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える場はもとより、人間力の向上などを中心としたコミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点としての役割が求められている。

1. 活動のきっかけづくり(つくる)

地域や学習に関する情報を積極的に提供し、住民や学習者の活動促進を図る。

2. 各種団体や個人との連携(つなげる)

地域や公民館で活動している各種団体や個人などの連携を促進することで、地域における連帯感や意識の高揚を図る。

3. 学習者・活動者の育成と支援(育てる)

各種講座や行事を通して学習者や活動者を育成・支援し、併せて成果の発表の場や 活動の場を提供することで、住民主体による地域活動や学習の継続性の確保を図る。

4. 公民館施設の整備・管理(集う)

地域活動の拠点施設として、地域住民にとって利用しやすい管理を行い、率先して環境に配慮した運営を行う。